

平成 28 年度 小地域福祉活動推進モデル事業 実施要綱

◆ 目的

小地域福祉活動が住民主体で取り組まれ、また継続した活動となるよう、区民と若狭町社会福祉協議会（以下：本会）が協働で、その集落に合った取り組み方を探りながらモデル指定期間中に新たな活動とその活動基盤（組織）をつくることを目的とする。

◆ 対象

○集落 ※ 若狭町内の集落自治会（集落・字）を基本単位として指定

◆ 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（3 年間）

◆ モデル指定および助成金交付

- ① モデル集落の指定を希望する集落は、小地域福祉活動推進モデル事業申請書（様式 1）を提出する
- ② 申請書をもとに、共同募金審査委員会にてモデル集落を決定後、速やかに集落へ通知する
- ③ モデル集落の指定が決定したあと、振込みにより助成金を交付する

◆ 指定条件

- ① 住民主体で取り組む意思があること
- ② モデル指定期間後も活動基盤を維持し、小地域福祉活動に取り組んでいくこと
- ③ 区内（福祉関係者および実践者・区役員等）で協議し、少なくとも福祉委員、区役員の賛同が得られること
- ④ 定期的な集落懇談会を開催できること
- ⑤ 共同募金運動への参加と協力ができること
- ⑥ 9 月最終日曜日（ボランティアの日）にモデル集落としてボランティア活動に取り組むこと

◆ 実践内容

その集落に合った取り組みを住民と一緒に考え、取り組んでいく

（取り組み例）

- ・ 集落内で発生している個別課題・個別支援への取り組み
- ・ 集落内での見守り・支え合い活動
- ・ 安心安全の集落づくり活動（防災・減災活動含む）
- ・ ふれあいサロン活動（行政の補助金との併用は基本的に不可）

※ 活動の中に見守り・支え合い・問題の早期発見と予防・分野を超えた連携・具体的な問題の提起・社会参加の促進・まちづくりなどの機能が含まれる活動。

◆ 活動の財源

小地域福祉活動を取り組んでいただくために、活動の財源として共同募金の助成金及び社協会費の一部を使用して助成する。

(1) 助成金の金額

単年度ごとに10万円を上限として、3年間助成する

(2) 助成金の使い方

- ① 申請書の目標や現在把握している福祉課題、取り組んでみたい内容をベースに、モデル指定の後、集落の課題等から3年間の活動の目標を定め、助成金の使い方について決める
- ② 所定の報告書にて単年度ごとに報告（清算）する
※使い方について制限はないが、3年後に住民主体の活動として何かカタチを残すための取り組みのお金であることを意識して使用する
※財源が、若狭町民の皆さまより集められた共同募金及び会費であることについて十分理解し、飲食費に偏った使い方や、直接活動に関係ない備品の購入は避ける
- ③ その他の助成金・補助金との併用について
モデル集落の福祉推進活動に必要な対象経費について、その他の補助金・助成金を申請および併用することを妨げない。ただし、活動にかかる経費について、明確なすみ分けをし、同一経費に重複した補助とならないこと。また、その他の補助金・助成金を併用することで発展的な効果が見込まれるものに限る。

◆ 活動報告

年度ごとに、本会が定めた所定の様式を使用して活動状況を報告する。

◆ 広報活動

助成決定を受けた集落は、助成を受けた事業の実施にあたり、赤い羽根共同募金の助成事業である旨を広報（周知）しなければならない。

◆ モデル集落への支援体制

(1) 各モデル集落に担当職員を配置

いつでも活動のバックアップができるよう、各モデル集落に1名ずつ担当職員を配置

(2) 各地域の特性を活かした支援展開

- ① 地域の課題とその解決に向けた取り組みを住民と一緒に考え、取り組む
- ② 社協主導ではなく、住民（地域）が主体性を尊重し集落の強みを活かすことができるよう支援する
- ③ 他地域の取り組み事例等、活動に必要な情報を提供およびコーディネートする